

令和6年11月29日 招 集

令和6年第5回本市議会定例会追加議案

山形県村山市

付 議 事 件 目 次

1	議第74号	村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について……………	3
2	議第75号	村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について・	5
3	議第76号	村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について……………	12
4	議第77号	令和6年度村山市一般会計補正予算（第9号）……………	別冊
5	議第78号	令和6年度村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）……………	別冊

以上別紙のとおり

令和6年12月17日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫

議第74号

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例
について

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(案)

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例(昭和32年村山市条例第23号)の一部
を次のように改正する。

第2条第3項及び第4条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」
を「100分の170」に改める。

附則に次の1項を加える。

17 令和6年12月に支給する期末手当に関する第2条第3項及び第4条第3項の規定の適
用については、第2条第3項及び第4条第3項中「100分の165」とあるのは、「100分の
175」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定並
びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の村山市特別職に属する者の給与等に関する条例(以下「新
条例」という。)附則第17項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の村山市特別職に
属する者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の
規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

議会の議員及び市長等の期末手当の支給割合を改定するためこれを提案する。

議第75号

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

（村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 村山市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年村山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の68.75」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を加える。

第21条第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の110」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

第22条第2項の表中「17,800円」を「19,800円」に、「10,200円」を「11,400円」に、「7,360円」を「8,200円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員等の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円

定年前再任用	1	185,100	233,600	265,300	291,700	314,500	340,100
短時間勤務職	2	186,200	235,100	266,300	293,300	316,300	342,000
員以外の職員	3	187,500	236,700	267,300	294,800	318,000	343,900
等	4	188,600	238,200	268,300	296,400	319,500	345,700
	5	189,700	239,700	269,300	297,900	320,900	347,400
	6	191,500	241,200	270,400	299,400	322,200	349,200
	7	193,100	242,700	271,400	300,800	323,600	350,800
	8	194,700	244,300	272,400	302,100	324,900	352,500
	9	196,400	245,800	273,400	303,400	326,200	354,100
	10	198,200	247,200	274,400	304,900	328,000	355,900
	11	199,800	248,600	275,400	306,400	329,900	357,500
	12	201,400	250,100	276,400	307,800	331,600	359,100
	13	203,200	251,300	277,500	309,200	333,300	360,600
	14	204,900	252,500	278,500	310,400	335,000	362,400
	15	206,600	253,700	279,500	311,400	336,800	364,000
	16	208,400	254,900	280,600	312,600	338,500	365,600
	17	209,800	256,000	281,600	313,800	340,100	367,200
	18	211,400	257,200	282,900	315,400	341,800	369,100
	19	213,000	258,300	284,200	317,100	343,600	370,600
	20	214,500	259,400	285,500	318,700	345,200	372,200
	21	216,200	260,400	286,800	320,200	346,700	373,600
	22	217,800	261,400	288,100	321,800	348,300	375,200
	23	219,500	262,400	289,300	323,500	350,000	376,900
	24	221,200	263,400	290,600	325,100	351,500	378,400
	25	222,900	264,500	291,700	326,600	352,900	380,300
	26	224,700	265,400	292,900	328,300	354,600	382,200
	27	226,200	266,300	294,200	330,000	356,300	384,200
	28	227,800	267,200	295,500	331,600	357,900	386,000
	29	229,100	268,000	296,900	333,000	359,100	387,600
	30	230,200	268,800	297,900	334,700	360,600	389,400

31	231,400	269,600	298,900	336,500	362,100	391,100
32	232,500	270,500	300,000	338,100	363,700	392,700
33	233,600	271,200	301,100	339,300	365,400	394,500
34	234,700	272,000	302,300	341,200	367,200	395,900
35	235,800	272,800	303,500	343,000	368,900	397,300
36	236,900	273,500	304,700	344,600	370,700	398,700
37	238,100	274,200	305,900	346,100	372,100	400,100
38	239,100	275,000	307,200	347,700	373,400	401,300
39	240,100	275,800	308,500	349,400	374,700	402,500
40	241,000	276,500	309,900	351,000	376,100	403,600
41	241,900	277,300	311,200	352,700	377,200	404,700
42	242,800	278,100	312,500	354,600	378,100	405,900
43	243,600	278,900	313,800	356,400	379,100	407,100
44	244,500	279,600	315,100	358,200	380,200	408,200
45	245,200	280,300	316,500	359,700	381,000	408,900
46	245,800	281,000	317,800	361,100	382,000	409,600
47	246,400	281,700	319,100	362,600	382,900	410,300
48	247,000	282,400	320,200	364,000	383,700	411,000
49	247,600	283,100	321,100	365,500	384,500	411,600
50	248,200	283,900	322,400	366,300	385,300	412,200
51	248,800	284,600	323,800	367,400	386,100	412,700
52	249,300	285,300	325,100	368,400	386,800	413,100
53	249,800	285,900	326,300	369,300	387,500	413,500
54	250,200	286,600	327,600	370,400	388,200	413,700
55	250,600	287,200	328,800	371,300	388,900	414,000
56	250,900	287,900	330,100	372,300	389,700	414,300
57	251,200	288,500	331,400	373,200	390,200	414,600
58	251,500	289,200	332,500	373,900	390,800	414,900
59	251,800	289,800	333,600	374,600	391,400	415,200
60	252,100	290,600	334,700	375,200	392,100	415,500

61	252,400	291,200	335,400	375,600	392,500	415,800
62	252,700	291,900	336,300	376,200	393,100	416,100
63	253,000	292,500	337,100	377,000	393,700	416,400
64	253,300	293,000	337,900	377,700	394,300	416,700
65	253,600	293,500	338,700	378,000	394,700	416,900
66	253,900	294,100	339,100	378,700	395,300	417,200
67	254,200	294,600	339,700	379,400	395,900	417,500
68	254,500	295,200	340,500	380,000	396,400	417,800
69	254,800	295,700	341,300	380,300	396,800	418,000
70	255,100	296,200	342,000	380,800	397,400	418,300
71	255,400	296,900	342,700	381,500	397,900	418,600
72	255,700	297,500	343,300	382,100	398,400	418,800
73	256,000	298,000	343,800	382,400	398,700	419,000
74	256,300	298,500	344,400	383,000	399,100	419,300
75	256,600	298,900	344,900	383,700	399,500	419,600
76	256,900	299,300	345,500	384,300	399,900	419,800
77	257,300	299,400	345,800	384,700	400,200	420,000
78	257,600	299,700	346,300	385,200	400,500	420,300
79	257,900	299,900	346,700	385,800	400,800	420,600
80	258,200	300,200	347,100	386,300	401,000	420,800
81	258,500	300,400	347,500	386,800	401,200	421,000
82	258,800	300,600	348,000	387,400	401,600	421,300
83	259,100	300,900	348,500	387,900	401,900	421,600
84	259,400	301,100	349,000	388,200	402,100	421,800
85	259,700	301,400	349,300	388,600	402,300	422,000
86	260,000	301,700	349,700	389,200	402,600	
87	260,300	302,000	350,200	389,600	402,900	
88	260,600	302,300	350,600	390,000	403,100	
89	260,900	302,600	350,900	390,400	403,300	
90	261,200	303,000	351,300	390,900	403,600	

91	261,500	303,300	351,700	391,300	403,900
92	261,800	303,700	352,100	391,700	404,100
93	262,100	303,800	352,300	392,000	404,300
94		304,000	352,700		
95		304,400	353,200		
96		304,800	353,600		
97		305,000	353,700		
98		305,300	354,200		
99		305,700	354,600		
100		306,100	354,900		
101		306,300	355,200		
102		306,600	355,600		
103		306,900	356,000		
104		307,200	356,400		
105		307,400	356,900		
106		307,700	357,300		
107		308,000	357,700		
108		308,300	358,100		
109		308,500	358,600		
110		308,900	359,000		
111		309,400	359,300		
112		309,700	359,600		
113		309,800	360,100		
114		310,100			
115		310,400			
116		310,800			
117		311,000			
118		311,200			
119		311,500			
120		311,800			

	121		312,200				
	122		312,400				
	123		312,700				
	124		313,000				
	125		313,300				
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		194,900	222,800	264,000	284,000	299,400	325,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員等に適用する。ただし、第23条に規定する者を除く。

第2条 村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」」を「「100分の125」とあるのは「100分の70」」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の村山市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の村山市一般職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

山形県人事委員会の勧告を踏まえ、一般職の職員及び再任用職員に係る給料表等を改定するためこれを提案する。

議第76号

村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年村山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

一般業務に従事する者	9,200	189,900	1,300
資格免許を要する業務及び高度の知識 経験を必要とする業務に従事する者	11,800	247,200	1,600

を

」

「

一般業務に従事する者	9,400	195,500	1,350
資格免許を要する業務及び高度の知識 経験を必要とする業務に従事する者	12,100	254,600	1,650

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

提案理由

山形県人事委員会の勧告による一般職の職員及び再任用職員に係る給料表の改定を踏まえ、会計年度任用職員の報酬の限度額を改定するためこれを提案する。